

千葉市大宮学校給食センター 維持管理運営長期包括事業

審 査 講 評

令和元年12月12日

千葉市

千葉市（以下「市」という。）は「千葉市大宮学校給食センター維持管理運営長期包括事業」（以下「本事業」という。）に関して、優先交渉権者選定基準（令和元年9月18日公表）に基づき、提案内容等の審査を行ったため、審査結果及び審査講評をここに報告する。

令和元年12月12日

千葉市長 熊谷 俊人

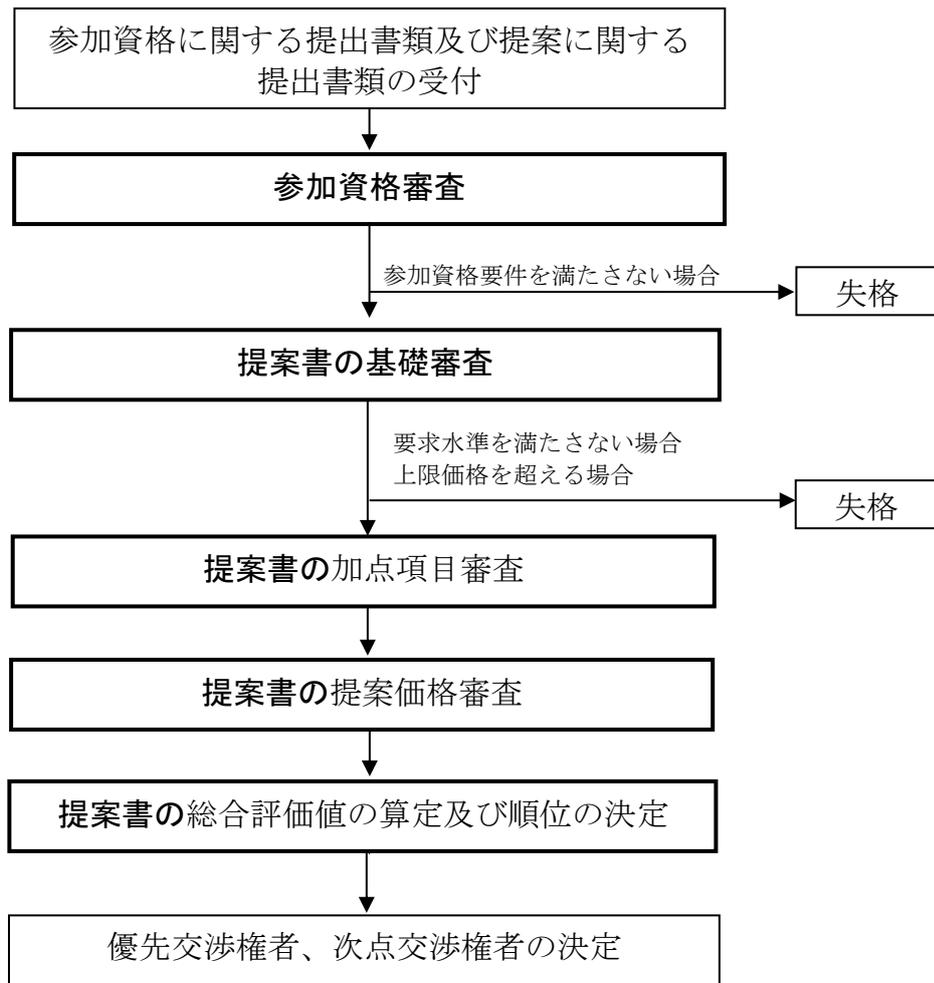
目 次

第1	審査の方法.....	1
1	審査の流れ.....	1
2	審査の内容.....	2
第2	審査の結果.....	6
1	参加資格に関する審査.....	6
2	提案審査.....	6
第3	審査の講評.....	9
1	各審査項目の講評.....	9
2	審査の総評.....	10

第1 審査の方法

1 審査の流れ

優先交渉権者決定までの審査の流れは、次のフローに示すとおりである。



2 審査の内容

(1) 審査方式

本事業を実施する事業者には、千葉市大宮学校給食センター（以下「本施設」という。）の運営及び維持管理を行う事業であり、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供が求められるものである。したがって、事業者の選定においては、提案金額のほか、事業者の有する高度な能力やノウハウ等の金額以外の要素を加えて総合的に評価する公募型プロポーザル方式により実施する。

(2) 参加資格審査

市は、応募者から提出される参加表明書及び参加資格審査申請書等により、募集要項に記載した応募者が満たすべき参加資格要件について確認する。確認できない場合は失格とし、市はその結果を応募者に通知する。

(3) 提案審査

a) 基礎審査

市は、応募者から提出された提案書が次に示す基礎審査項目を満たしているか否かを審査する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。全ての基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、当該提案書について加点審査を行う。

なお、失格した場合は、市はその結果を応募者に対し通知する。

審査対象	基礎審査項目	対応様式
共通事項	<ul style="list-style-type: none">提案書全体について、同一事項に対する2とおり以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。提案書全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）となっていること。	様式 10 ～17-5
提案価格書	<ul style="list-style-type: none">提案価格書に記載された提案価格が、市の支払総額の上限価格を超えていないこと。	様式 11
運營業務に関する提案書	<ul style="list-style-type: none">各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。	様式 15 ～15-7
維持管理業務に関する提案書		様式 16 ～16-6
事業計画に関する提案書	<ul style="list-style-type: none">各様式（別添「様式集」参照）に対して記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。リスク分担に関し、募集要項等で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと。	様式 17 ～17-5

b) 加点項目審査

市は、提案書に記載された提案内容について、次に示す評価項目ごとに、評価に応じて得点を付与する。提案内容の評価項目について、評価のポイントごとに、次の表に示す5段階評価により審査を行う。

なお、加点項目審査にあたり、学識経験者の意見を聴取し、審査の参考とする。

表 評価の方法

評価	判断基準	得点化方法
A	特に秀でて優れている	配点×1.00
B	秀でて優れている	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	やや優れている	配点×0.25
E	要求水準と同程度	配点×0.00

表 提案内容の評価項目及び評価のポイント

評価項目	評価のポイント	配点
1 運營業務に関する提案（22点）		
(1) 運営体制・運営方針	①安全でおいしい給食を提供するための適切な運營業務方針となっているか。	5点
	②円滑に業務を行うための実施体制が具体的に提案されているか。	
	③調理従事者を安定的に確保するための方策がとられているか。	
(2) 調理における工夫・方策等	①円滑な給食提供開始や調理業務を効率的・効果的に行うための具体的な提案がされているか。	8点
	②市が希望する献立を実現するための具体的な方策が提案されているか。	
	③調理工程及び調理方法に対する創意工夫や提案がなされているか。	
(3) 衛生管理の徹底における工夫、方策等	①食中毒、ノロウイルス防止や・異物混入に対する対策及び対応が具体的に提案されているか。	4点
	②衛生検査、施設の衛生面を適切に保つための方策、従業員の健康管理方法について具体的に提案されているか。	
	③衛生管理を確実に実行するための方策・体制が示されているか。	

(4)配缶、配膳、配送・回収等その他業務における工夫、方策等	①確実な配缶、配膳がなされるための体制、方策（数間違え防止方策、配缶量等の均質化方策）が具体的に提案されているか。	5点
	②安全で確実な配送供給体制が提案されているか（確実な配送体制・計画、スケジュール）、配送車両の調達、安全管理が提案されているか。	
	③その他、運営にあたり独自の提案があるか。（学校給食の特徴を踏まえた提案、食育支援など）	
2 維持管理業務に関する提案（13点）		
(1)維持管理体制・維持管理方針	①第2期事業として適切な運營業務方針となっているか。	3点
	②適切に維持管理を行うための実施体制（管理方法、従事者の経験、運営企業との連携方策等）が組み込まれているか。	
(2)保守管理計画（点検及び作業内容）	①2期事業であることを踏まえ、建築物、建築設備等の保守管理について要求水準書以上の提案があるか。	3点
(3)長期修繕計画	①修繕計画について、第2期事業であることを踏まえた具体的な考え方、大規模修繕が発生しないための工夫が示されているか。	7点
	②事業終了時の市への引継ぎにあたり、保守管理記録や修繕履歴等データの適切な管理方法が示されているか。	
3 事業計画に関する提案（15点）		
(1)事業実施体制・方針	①各構成企業の役割分担について適切な分担となっているか。	5点
	②市、各学校等との連絡体制は考慮されているか。	
	③非常時対応の配慮がなされているか。	
(2)長期収支計画	①適切な収支計画に基づいた事業計画になっているか。	3点
	②不測の資金需要への対応が考慮されているか。	
(3)リスク管理及び業務の品質確保	①潜在的リスクの把握と対応策が図られているか。	4点
	②追加的な保険付保等のリスク緩和措置がとられているか。	
	③市の負担を軽減するようなセルフモニタリングの提案がなされているか。	

(4) 地域への貢献	①地元企業の活用、地元雇用について優れた提案がされているか。	3 点
	②地域コミュニティへの貢献について優れた提案がされているか。	
合計		50 点

c) 提案価格審査

市は、応募者の提案価格が、市の支払総額の上限価格の範囲内であることを確認するとともに、次の方法により得点を付与する。なお、応募者の提案価格が市の支払総額の上限価格を超えている応募者は失格とし、市は、その結果を応募者に対し通知する。

(算定式)

$$\text{提案価格の得点} = \left(\frac{\text{最も低い提案価格}}{\text{応募者の提案価格}} \right) \times 50 \text{ 点}$$

- ・ 応募者の中で、最も低い提案価格となった提案に対し、価格に関する配点の満点を付与する。
- ・ 他の応募者の提案については、最も低い提案価格との比率により算出する。なお、得点は小数点第三位以下を四捨五入した値とする。

d) 総合評価値の算定及び順位の決定

市は、加点項目審査の得点と提案価格審査の得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者を 1 位とし、以下総合評価値の高い順に順位を決定する。

なお、総合評価値が同じとなった応募者が 2 者以上いる場合、加点項目審査の得点が高い順に順位を決定する。それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより順位を決定する。

(総合評価点の算定式)

$$\text{総合評価点 (100点満点)} = \text{内容点 (50点満点)} + \text{価格点 (50点満点)}$$

(4) 優先交渉権者の決定

市は、審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、優先交渉権者と事業契約の交渉及び締結の手続きを行う。

第2 審査の結果

1 参加資格に関する審査

市は、令和元年11月1日に応募者グループから提出された参加表明書及び参加資格確認申請に関する提出書類をもとに、応募者が備えるべき参加資格要件について確認し、参加資格を備えていることを確認した。

表 応募者グループ一覧

応募者	参加区分	企業名	役割
東洋食品 グループ	代表企業	株式会社東洋食品	運営企業
	構成員 (代表企業を除く)	タニコー株式会社千葉営業所 鹿島建設株式会社	厨房設備企業 建設企業(事務)
	協力企業	大和ライフネクスト株式会社	維持管理企業

2 提案審査

(1) 提案に関する書類の確認

市は、令和元年11月1日に応募者グループから提出された提案に関する書類について、応募者に求めた提案書類がすべて揃っていることを確認した。

(2) 基礎審査

ア 提案価格の確認

市は、令和元年11月1日に応募者グループから提出された提案価格書に記載された金額(提案金額)が、募集要項に示す市の支払総額の上限を越えていないことを確認した。

イ 提案書類の確認

市は、応募者グループから提出された提案書類が、募集要項等に記載する全ての基礎審査項目を満たしていることを確認した。

以上から、応募者グループが基礎審査に係る要件を満たすことを確認し、基礎審査を合格とした。

(3) 加点項目審査・価格審査

ア 加点項目審査

市は、加点項目審査を行う上で、応募者の提出した提案書の記載内容を明確にするために応募者グループに対して提案内容についてのヒアリング(プレゼンテーション及び質疑応答)を令和元年11月21日に実施した。

加点項目審査の結果は次の表に示すとおりである。なお、応募者グループの提案について市が評価した事項は第3の1に示す。

表口加点項目審査の結果

審査項目	配点	東洋食品グループ	
		評価	得点
加点項目審査（内容点）			
1 運営業務に関する提案	22 点	—	14.25 点
(1) 運営体制・運営方針	5 点	B	3.75 点
(2) 調理における工夫・方策等	8 点	B	6.00 点
(3) 衛生管理の徹底における工夫、方策等	4 点	C	2.00 点
(4) 配缶、配膳、配送・回収等その他業務における工夫、方策等	5 点	C	2.50 点
2 維持管理業務に関する提案	13 点	—	4.00 点
(1) 維持管理体制・維持管理方針	3 点	C	1.50 点
(2) 保守管理計画（点検及び作業内容）	3 点	D	0.75 点
(3) 長期修繕計画	7 点	D	1.75 点
3 事業計画に関する提案	15 点	—	8.25 点
(1) 事業実施体制・方針	5 点	C	2.50 点
(2) 長期収支計画	3 点	C	1.50 点
(3) リスク管理及び業務の品質確保	4 点	C	2.00 点
(4) 地域への貢献	3 点	B	2.25 点
合計	50 点	—	26.50 点

イ 提案価格審査

応募者グループの提案価格について、応募者グループが1グループであり、最も低い提案価格となることから、優先交渉権者選定基準に示す算出方法により、提案価格審査点の満点（50点）を付与した。

ウ 総合評価及び最優秀提案の選定

内容点に価格点を加算し、総合評価点を算出した。

$$\text{総合評価点} = \text{内容点} + \text{価格点}$$

表 総合評価結果

	東洋食品グループ
内容点	26.50 点
価格点	50.00 点
総合評価点	76.50 点

以上により、市は、総合評価点の最も高い提案を行った東洋食品グループを1位として決定した。

(3) 優先交渉権者の決定

市は、前述の結果を踏まえて東洋食品グループを優先交渉権者として選定した。

第3 審査の講評

1 各審査項目の講評

審査項目ごとの講評は以下のとおりである。

表 各審査項目の講評

審査項目	審査講評
1. 運營業務に関する提案 (22 点)	
(1) 運営体制・運営方針 (5 点)	・東洋食品グループについて、確実な給食提供及び市の要望に応えるための人員体制、配置となっている点を評価した。また、従事者の定着を図る工夫も評価した。
(2) 調理における工夫・方策等 (8 点)	・東洋食品グループについて、美味しい給食を提供するための工夫や技術向上のための方策を特に評価した。
(3) 衛生管理の徹底における工夫、方策等 (4 点)	・東洋食品グループについて、衛生管理を徹底するための実施体制、異物混入についての具体的な防止策を評価した。
(4) 配缶、配膳、配送・回収等 その他業務における工夫、方策等 (5 点)	・東洋食品グループについて、配缶・配送を安全で確実に 行う方策を評価した。
2. 維持管理業務に関する提案 (13 点)	
(1) 維持管理体制・維持管理 方針 (3 点)	・東洋食品グループについて、運營業務と一体となった維持管理体制、総括責任者による窓口の一本化を評価した。
(2) 保守管理計画 (点検及び 作業内容) (3 点)	・東洋食品グループについて、適切な管理計画を評価した。
(3) 長期修繕計画 (7 点)	・東洋食品グループについて、適切な計画による対応を評価した。
3. 事業計画に関する提案 (15 点)	
(1) 事業実施体制・方針 (5 点)	・東洋食品グループについて、本事業に対し積極的な取り組みが期待される実施体制を評価した。
(2) 長期収支計画 (3 点)	・東洋食品グループについて、不測の資金需要への対策を評価した。
(3) リスク管理及び業務の品質確保 (4 点)	・東洋食品グループについて、適切なチェック体制を行う方策を評価した。
(4) 地域への貢献 (3 点)	・東洋食品グループについて、地元障害者の積極的な雇用、地域コミュニティへの貢献を特に評価した。

2 審査の総評

本事業は、これまで実施してきたPFI事業の契約期間の終了後も、引き続き市の小中学校への給食提供に向けて学校給食センターの機能維持が必要であるため、本施設の運営と修繕を含む維持管理を行うことを目的とするものである。本施設の継続利用及び本事業実施にあたり、民間事業者の創意工夫等が活用され、財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等が期待されることから、長期包括委託による実施となった。

今回、複数の企業から関心が寄せられた中で、最終的に1グループから応募があった。提案については、各企業におけるこれまでの実績をもとにした独自のノウハウや技術が盛り込まれており、市の要求水準を上回る提案内容が示された。募集要項等の公表から提案書の受付まで1か月半と限られた期間であったにも関わらず、工夫を凝らした提案をいただき、書類の作成におけるご尽力に対して敬意を表するとともに、深く感謝申しあげる。

市は、優先交渉権者選定基準に則り、各審査項目について厳正かつ公正に審査を行った。審査の結果、株式会社東洋食品を代表企業とする東洋食品グループを優先交渉権者として選定した。当該グループからは、運営業務に関する事項をはじめ、複数の優れた提案があった。

今後、東洋食品グループは、市と長期包括委託契約を締結するための協議を行うこととなるが、市の要求事項のみならず、提案された内容を確実に履行することが求められる。その上で、本事業をさらに充実したものとし、事業期間にわたって、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供ができるように、東洋食品グループに対しては次の事項に留意して事業を実施されることを望みたい。

- 要求水準及び提案書類に記載された内容を確実に履行すること
- 食中毒、異物混入に対する徹底的かつ効果的な対策を推進すること
- 安全・安心でおいしい給食の提供に努めるほか、市が希望する献立の実現に協力すること。
- 2時間喫食の実現及び十分な給食時間の確保のため、配送・回収時間を市と協議して設定すること。
- 市と事業者との会議体の継続的な実施かつ充実したコミュニケーションを図ること
- 積極的な障害者の雇用と更なる促進を図ること

最後に、事業期間を通じて市と東洋食品グループが良きパートナーとなり、地域との信頼関係を築きながら、本事業を計画的かつ適切に推進することを要望する。

また、上記の配慮・要望事項について、応募及び契約の公平性を妨げない範囲において本事業をより良いものとするために市と十分な協議を行い、真摯な対応に努め、今後の事業期間にわたり質の高い公共サービスを提供するよう期待する。